

決議案第4号

つくば市議会の更なる議会改革に関する決議

上記の決議案を次のとおり提出します。

平成24年9月21日

提出者 議会改革に関する調査特別委員長 小野泰宏

つくば市議会の更なる議会改革に関する決議(案)

つくば市議会は、これまで様々な議会改革に取り組んできたが、平成12年に地方分権一括法が施行され、地方分権の流れはさらに進んだ。そして、平成18年に栗山町議会が国内で初めて議会基本条例を制定した以後は、議会改革は「議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等をどう果たしていくか」ということに、改革の重点が置かれるようになってきた。

そのような背景のもと、つくば市議会では、平成22年12月定例会で「議会改革に関する調査特別委員会」が設置され、インターネットによる議会中継を実施するとともに、各会派からの議会改革に関するアンケートをもとに、質問方式の見直しを行うなど、様々な議論を通じて、地方分権の時代にふさわしい市民に開かれたつくば市議会をつくることを目指してきたところである。

議会は市民の意思を代弁する合議制機関であり、意思決定をする議決機関である。これまで以上にその役割を果たしていくために、更なる議会改革を推進していく必要がある。よって、ここにつくば市議会として、不断の更なる議会改革の意思を示すと共に、これまでの努力が新しい議会においても継承され、より一層の議会改革の進展が実現されるよう、下記の事項についての推進を決意する。

記

- 1 次期の議員任期中に「議会基本条例」の制定を行うこと。
- 2 条例の策定にあたっては、議会の中だけの議論にとどまらず、市民との意見交換を行いながら、議会全体で改革の考えを共有しながら策定をしていくこと。
- 3 委員会での自由討議の実施等、審査の更なる活性化や委員会活動の活性化を目指すなど、これまでの特別委員会での議論をもとに、改革を進めていくこと。
- 4 今後も不断の議会改革を行い、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。

以上、決議する。

平成24年9月21日

つくば市議会